

役員報酬並びに役員費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 89 条及び第 105 条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条 13 号及び定款第 27 条の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（以下「協会」という。）の役員報酬並びに役員費用に関する支給基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第 22 条第 1 項によって総会で選任された理事及び監事をいう。
- 二 理事長とは、定款第 22 条第 3 項によって理事会で選定された理事長をいう。
- 三 常勤役員とは、本協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上出勤している役員をいう。
- 四 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 五 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号で定める報酬、賞与及び退職功労金とする。
- 六 役員費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費及び手数料などの経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 協会は役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 一 常勤役員の本給の額は次のとおりとする。

1, 000, 000 円

950, 000 円

900, 000 円

850, 000 円

800, 000 円

750, 000 円

700,000円

650,000円

600,000円

550,000円

500,000円

450,000円

400,000円

一の1 正会員以外から選任された非常勤役員の本給の額は、本条第一号の額を基準とし、勤務日数に応じて支給額を定める。

二 報酬のある役員には、第7条に規定する範囲内で退職功労金を支給することができる。

三 削除

四 削除

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員に支給する報酬額の決定については、次の各号による。

一 常勤理事の本給については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、第3条第一号に基づいて、各々の職務資格等を勘案し、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

一の1 正会員以外から選任された非常勤理事の報酬額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、職務資格等を勘案し、第3条第一号を基に勤務日数に応じて算出し、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

二 常勤監事及び正会員以外から選任された非常勤監事の報酬額については、総会の決議によって定められた役員報酬総額の範囲内において、各々の職務資格等を勘案し、監事協議会の承認を得て決定するものとする。

(本給の支払い方法及び支給日)

第5条 常勤役員及び正会員以外から選任された非常勤理事に支給する本給の支払い方法及び支給日は、次の各号による。

一 各々の役員が指定する本人名義の銀行口座へ、法令に基づいて控除すべき金額を除いたうえで、振込むものとする。

二 支給日については、原則として毎月25日とし、支給日が休日の場合は協会の職員給与規定に準じて、支給するものとする。

(賞与)

第6条 役員への賞与については、これを支給しない。

(退職功労金)

第7条 常勤役員及び正会員以外から選任された非常勤理事に支払う退職功労金の支給については、次の各号による。

- 一 常勤役員又は正会員以外から選任された非常勤理事として功労著しく、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者には、退職功労金を支給することができる。死亡退任した者には、法定相続人に支給する。
- 二 各々の退職功労金額については、在職各年度の報酬年額の1か月分を積み上げた額とし、総会の承認を得て決定する。

(費用)

第8条 役員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、「旅費・交通費規程」、「海外旅費規程」等に準じて、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者は申請により、前もって支払うものとする。

(常勤役員及び正会員以外から選任された非常勤理事の通勤交通費)

第9条 常勤役員及び正会員以外から選任された非常勤理事に支払う通勤交通費については、職員給与規程に準じて居住地の最寄駅より協会の最寄駅までの通勤交通費実費を、本給の支給と同時に支払うものとする。

(公表)

第10条 協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改訂)

第11条 この規程の改訂は、定款第27条第3項により、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。
- 2 改訂履歴
 - 一 平成25年8月21日第52期第7回理事会決議
 - 二 平成25年10月1日施行（設立登記日）
 - 三 平成25年11月29日通常総会承認
 - 四 平成28年9月28日臨時総会改訂
 - 五 平成30年5月24日通常総会改訂
 - 六 令和6年6月4日通常総会改訂
 - イ 理事長を特定した規定を削除（第3条第一号及び第二号、第4条第1項及び第4条第1項第一号、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第7条第1項第一号並びに第9条第1項
 - ロ 第3条第1項第三号及び第四号は、定款に規定があるため削除
 - ハ 正会員以外から選任された非常勤役員への報酬支給基準を規定（第3条第1項第一号及び第4条第1項第一の1号）
 - ニ 「俸給」を「本給」に改訂（第3条第1項第一号）
 - ホ 正会員以外から選任された非常勤理事への本給の支払い方法及び支給日を規定（第5条第1項）
 - ヘ 正会員以外から選任された非常勤理事への退職功労金の支払いを規定（第7条第1項及び第7条第1項第一号）
 - ト 退職功労金の算出方法改定（第7条第1項第二号）
 - チ 正会員以外から選任された非常勤理事への通勤交通費を規定（第9条第1項）
 - リ 「規程類文書書式管理規程」に従った書式の改訂